

事 務 連 絡

令和 6 年 11 月 29 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

ふぐによる食中毒予防の注意喚起について

ふぐの衛生的な取り扱いについては、「フグの衛生確保について」（昭和 58 年 12 月 2 日付け環乳 59 号）により通知しているところです。ふぐについては、適切な取り扱いが為されずに販売等された場合、人の健康に極めて重大な危害を及ぼすおそれがあることから、各自治体におかれては、関係事業者等に対し適切な取り扱いに関する指導・監督、消費者等に対する注意喚起等に努めていただいているところと承知しています。

令和 5 年 1 月に魚介類販売施設において、未処理のふぐを一般消費者に店頭販売していた事例が報告されたことから、「ふぐによる食中毒予防の注意喚起について」（令和 5 年 1 月 20 日付け事務連絡）において、関係事業者等に対して、未処理のふぐを一般消費者に販売することがないよう指導の徹底をお願いしたところですが、今般、魚介類販売業を廃業した事業者が、未処理のふぐを一般消費者に店頭販売していた事例が報告されました。本事例を踏まえ、事業者間で未処理のふぐを取引きする際には適切な販売先であることの確認も含め、改めて、関係事業者等に対する指導・監督、消費者等に対する注意喚起について特段の御配慮をお願いします。